

任期付学校教育職員の給与改定について

1 給与改定について

東京都は、平成30年12月21日に学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布し、学校教育職員の給与の改定を行った。当該職員の給与については、東京都の学校職員の給与水準との均衡を考慮し決定しているため、区の任期付学校教育職員の給与を改定する。

2 給料月額引き上げについて

任期付学校教育職員の給料月額は、東京都学校教育職員の初任給にあたる金額の8割相当に設定しており、この度東京都においては、その金額を1,000円引き上げたので、8割にあたる800円を引き上げる。

職務の級	改定案	現行
1級	157,840円	157,040円

3 施行日

平成31年4月1日

4 改正する条例

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

5 今後の予定

- (1) 平成31年1月25日 教育委員会第3回定例会議案の上程
区長宛て区議会議案の提出依頼
- (2) 平成31年2月～ 区議会第1回定例会へ条例案を提出